daily コラム

2026年11月18日(水)

〒308-0842　茨城県筑西市一本松624-3
税理士法人和敬会筑西事務所　TEL 0296-22-3689　FAX 0296-25-0627
Email tfc@wakei-kai.com

基礎年金番号を使い続ける理由

マイナンバーの普及が進んでいるのに

年金の各種手続には基礎年金番号でなくマイナンバーが使えるようになっています。それでも基礎年金番号を廃止せず使い続けるのはなぜなのでしょう。

マイナンバーは「個人の番号」、基礎年金番号は「年金制度の番号」であり役割が違います。マイナンバーは行政全体で使う番号なので税・社会保障・災害対策等、幅広い行政分野で使うための番号です。国が一人一人につけた「共通の番号」ですが法律で利用範囲が厳しく制限されています。

基礎年金番号の役割は「年金制度専用の番号」で、昭和61年から使われている年金制度の「内部管理番号」です。年金記録は長期間にわたって管理されるので制度専用番号がある方が安全で確実という理由です。

マイナンバーと基礎年金番号は「紐づけ」されています。ただし情報漏洩リスクを分散する目的で外部に一本化はしていません。

特殊な基礎年金番号とは？

通常の基礎年金番号以外に特殊な基礎年金番号が振りだされることがあります。それは「仮の基礎年金番号」です。日本年金機構では本人の情報が確定できない場合に通常の基礎年金番号以外に別の番号（整理番号）を付けて記録を管理します。本人の情報が確認できたら正式な基礎番号に統合するための番号です。

特殊な基礎年金番号が使われるケース

① 氏名・生年月日・性別などの情報が一致しない。
② 過去の加入記録があるが本人確認書類がない
③ 同姓同名で同じ生年月日の方が複数いる（特に高齢者に多い）
④ 事業者が誤って別人の情報を届け出した

上記のような状態は「保留状態」となりますが、本人と確定できないと年金額には反映されません。そのため一時的で特殊な措置ですので、本人確認書類や過去の勤務記録等がそろえば正式な基礎年金番号に統合されます。



マイナンバーと基礎年金番号は「紐づけ」されていますが一本化はしていません